

1 . 労災保険関係について

1 (1) 「事業主が故意又は重過失により労災保険に加入していない期間に事故が生じ保険給付がなされた場合」は、労働保険料の他保険給付に要した費用の一部 (4 0 % 程度) を徴収するとしているが、その保険給付に係る費用の一部を徴収する割合を決定する基準「事業主の故意又は重過失」を判断する基準をお示しいただきたい。

通常、労災保険関係成立届を提出しなかった若しくは保険関係成立届を提出していたにもかかわらず保険料未納であった事業主は「故意又は重過失」であるように思われるが、どうか。保険料納付は原則年 1 回であり、例えば 1 ヶ月以上滞納したような場合は少なくとも保険料納付期限について「知らなかった若しくは知らなかったことに重大な過失がなかった」とは言えないと考えるがどうか。

(回答)

- 1 基準については別紙のとおりである。
- 2 労災保険制度においては、事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に係る保険関係成立の届出を行っていない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる (労働者災害補償保険法第 3 1 条第 1 項第 1 号) 。
- 3 この場合の「故意又は重大な過失」については、以下のような場合に認定するという運用を行っている。
 - 都道府県労働局等の職員による労災保険関係成立届の提出に関する指導を行ったにもかかわらず、相当期間 (1 0 日間) 以内に保険関係成立届を提出しない場合
 - 過去に事業を行っていた事業主が、その事業において労災保険関係成立届の提出を行っていたにもかかわらず、その事業を廃止又は終了した後に新たに開始した事業において労災保険関係成立届を提出していない場合
 - 複数の事業を行う事業主が、そのうちの一の事業において労災保険関係成立届の提出を行っているにもかかわらず、その他の事業について労災保険関係成立届を提出していない場合
- 4 これは、費用徴収を広く行うとした場合には、事業主に対して経済的に過度な負担を強いることとなることに加えて、費用徴収から逃れるために労災保険への加入手続を行わない事態が生じるなど、被災労働者にとっても不利益が生じることも考えられることから、その運用を限定的に取り扱っているものである。

5 なお、労災保険関係の成立の届出を行っているものの、督促状の指定する期限後も保険料を納付していない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる（労働者災害補償保険法第31条第1項第2号）。

この場合、保険料を滞納していることをもって費用徴収の対象となっており、「故意又は重大な過失」は要件とされていない。

「労働保険適用促進業務」との関係における未手続 事業主に対する費用徴収制度の運用について

昭63.1.22 基発第46号 本省労働基準局長より
各都道府県労働基準局長あて

昨年4月1日より施行された労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第59条）による改正後の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第25条第1項第1号に規定するいわゆる未手続事業主に対する費用徴収制度については、既に昨年3月30日付け労働省発労省第23号・基発第174号「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行（第二次分）等について」（以下「施行通達」という。）の記の第4において指示したところである。今般、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）を積極的に活用して労働保険の未手続事業主の解消を図るため、社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）に事務組合を通じた労働保険の未手続事業の適用促進に係る業務を委託するとされたところであり（昭和62年8月26日付け労働省発労徴第63号参照）全国労保連が「労働保険適用促進業務委託要綱」に基づき、国から委託を受けて実施する労働保険適用促進業務（以下「適用促進業務」という。）との関係における未手続事業主に対する費用徴収制度の運用については、施行通達によるほか下記のとおりであるので、これが事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 故意又は重大な過失の認定について

未手続事業の事業主（以下「未手続事業主」という。）が労災保険に係る労働保険の保険関係の成立に関する届出（以下「労災保険に係る保険関係成立届」という。）の提出を怠っている場合の故意又は重大な過失の認定については、施行通達の記の第4の2の(2)において述べたとおりであるが、未手続事業主が全国労保連の会員たる事務組合であって全国労保連の都道府県会（以下「県会」という。）が策定する適用促進計画に基づき適用促進業務を行うものから加入勧奨を受けたにもかかわらず、相当期間（10日間）以内に労災保険にかかる保険関係成立届を提出していない場合についても、所轄都道府県労働基準局若しくは所轄都道府県若しくは所轄労働基準監督署若しくは所轄公共職業安定所又はその職員から保険関係成立届の提出のほか所定の手続をとるよう指導を受けながらこれを怠ったと同様に、当該未手続事業主に故意又は重大な過失があるものとして取り扱うものとする。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の
徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施
行（第二次分）等について

昭和62.3.30 労働省発勞徴第23号 基発第174号
労働大臣官房長 本省労働基準局長より
各都道府県労働局長 各都道府県知事あて

第4 費用徴収制度の改正

1 改正の趣旨

労災保険は原則として労働者を使用する全ての事業に適用され（労災法第3条参照）、適用事業については労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）は事業開始と同時に特段の手段をまたずに成立するものとされており（徴収法第3条参照）、適用事業の事業主が保険関係成立届の提出等所定の手続をとらず、保険料を申告・納付していない間に当該事業の労働者に事故が生じた場合であっても、被災労働者及びその遺族に対する保険給付については特段の支給制限は行われぬ。この場合、当該事業主は未納付の保険料を消滅時効にかからない範囲で遡及して徴収されるにとどまり、それ以上の特段の経済的不利益を被ることがないことが原因となって、一部に労災保険については事故発生後に手続をとれば足りるとする風潮を生んでおり、全面・強制適用の保険制度である労災保険制度本来の趣旨に反し、また、いわゆる「未手続事業」について労働保険の適用促進を図るに当たっての障害となっているといわれている。一方で、保険関係成立届の提出等所定の手続きを既に履行している事業主から何らかの事情により保険料を滞納している期間中に事故が生じ、政府が保険給付を行った場合には、保険給付に要する費用の全部又は一部を当該事業主から徴収できるとされており（旧労災法第25条第1項第1号）これとの均衡を図る必要も生じている。そこで、今回、労災保険の適用事業の事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立に関する届出（新徴収法第4条の2第1項及び新徴収法第4条参照）であって労災保険に係るもの（以下「労災保険に係る保険関係成立届」という。）を提出していない期間中に生じた事故について政府が保険給付を行った場合は、政府は、当該保険給付に要した費用の全部又は一部を当該事業主から徴収できるとしたものである（新労災法第25条第1項第1号関係）。

2 未手続事業主に対する費用徴収制度の内容

(1) 対象事業主

労災保険の適用事業の事業主であって、故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届の提出を怠っているものである。

(2) 故意又は重大な過失の認定

所轄都道府県労働基準局（以下「所轄局」という。）若しくは所轄都道府県（以下「所轄県」という。）又は所轄労働基準監督署（以下「所轄署」という。）若し

くは所轄公共職業安定所（以下「所轄所」という。）又はその職員から保険関係成立届の提出のほか所定の手続きをとるよう指導を受けたにもかかわらず、相当期間（当面10日間とする。）以内に保険関係成立届を提出しない場合には、当該未手続事業主が労災保険に係る保険関係成立届の提出を怠っていたことについて故意又は重大な過失があるものとして取り扱うものとする。

なお、所轄局及び所轄県並びに所轄署及び所轄所においては、職員が未手続事業主に対して加入勧奨に係る指導を行った場合には、未手続事業主の氏名又は名称及び住所及び所在地並びに指導経過（例えば指導の日付、担当者の職・氏名、相手方の職・氏名、指導の内容等）のほか、可能な範囲で事業の種類及び使用労働者数、労災保険のみ未手続の場合は当該事業の労働保険番号を記録しておくこと。

（中略）

(4) 徴収金の価額

新労災法第25条第1項第1号の規定による徴収金の価額は、次により算定すること。

イ 徴収金の算定の基礎となる保険給付は、労災保険に係る保険関係成立届の提出期限（保険関係成立の日の翌日から起算して10日）の翌日から労災保険に係る保険関係成立届の提出のあった日の前日（保険関係成立届の提出に先立って政府が当該事業について徴収法第15条第3項の規定による決定をしたときは、その決定のあった日の前日）までの期間中に生じた事故に係る保険給付（療養補償給付及び療養給付を除く。）のうち事故発生の日から労災保険に係る保険関係成立届の提出があった日の前日又は徴収法第15条第3項の規定による決定のあった日の前日までに支給事由が生じたものについて、支給のつど行うこと。ただし、この場合、療養を開始した日（即死の場合は、事故発生の日）の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限ること。

ロ 徴収金の価額は、イの保険給付の額に100分の40を乗じて得た額とすること。

未手続事業主に対する費用徴収制度の適切な運用について

平 5 . 6 . 2 2 労働省発労徴第 4 2 号 基発第 4 0 4 号 労働大臣官房長 労働省
労働基準局長より 都道府県労働基準局長 都道府県知事あて

労働者災害補償保険法第 2 5 条第 1 項第 1 号の未手続事業主に対する費用徴収制度（以下「費用徴収制度」という。）については、昭和 6 2 年 3 月 3 0 日付け労働省発労徴第 2 3 号・基発第 1 7 4 号通達（以下「施行通達」という。）により運用されているところであるが、今般、下記のとおり費用徴収制度の運用の改善を図ることとし、別紙により関係通達の改正を行うこととしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

（別紙）

第 1 昭和 6 2 年 3 月 3 0 日付け労働省発労徴第 2 3 号・基発第 1 7 4 号を次のように改正する。

1 記の第 4 の 2 (2)を次のように改める。

(2) 故意又は重大な過失の認定

第 2 5 条第 1 項第 1 号の費用徴収の要件である「事業主の故意又は重大な過失」は、次のいずれかに該当する場合に認定すること。

イ 所轄都道府県労働基準局（以下「所轄局」という。）若しくは所轄都道府県（以下「所轄県」という。）又は所轄労働基準監督署（以下「所轄署」という。）若しくは所轄公共職業安定所（以下「所轄所」という。）又はその職員から保険関係成立届の提出のほか所定の手続きをとるよう指導（未手続事業場を訪問し又は当該事業場の事業主等呼び出す方法等により職員が直接指導するもの限り、加入勧奨用の文書の郵送や電話による加入勧奨は含まない。以下同じ。）を受けたにもかかわらず、相当期間（当面 1 0 日間とする。）以内に保険関係成立届を提出しない場合

なお、所轄局及び所轄県並びに所轄署及び所轄所においては、職員が未手続事業主に対して加入勧奨に係る指導を行った場合には、未手続事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに指導経過（例えば、指導の日付、担当者の職・氏名、相手方の職・氏名、指導内容等）のほか、可能な範囲で事業の種類及び使用労働者数、労災保険のみ未手続の場合は当該事業の労働保険番号を記録しておくこと。

ロ 過去の事業を行っていた事業主が、その事業において保険関係成立届の提出のほか所定の手続きをとっていたにもかかわらず、その事業を廃止し又は終了した後開始した当該事故に係る事業について、保険関係成立届を提出していない場合

ハ 複数の事業を行う事業主が、その事業において保険関係成立届の提出のほか所定の手続きをとっているにもかかわらず、当該事故に係る事業について保険関係成立届を提出していない場合

労働者災害補償法第25条（事業主からの費用徴収）の
規定の取扱いについて（下線部、現行第31条）

昭47.9.30 基発第643号 本省労働基準
局長より各都道府県労働基準局長あて

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。)が、本年4月1日から施行されたことに伴い、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)の一部が改正された(以下、改正後の法をそれぞれ「旧法」及び「新法」という。)ところであるが、新法第25条の規定による事業主からの費用徴収については、下記のとおり取り扱うこととし、昭和40年7月31日付け基発第906号及び昭和41年2月1日付け基発第98号のうち、旧法第30条の4に関する部分は、すべて本通達によることとしたので遺憾のないよう留意されたい。

なお、新法施行前に生じた災害に係る費用徴収については、整備法第26条第2項の規定により、従前の例によって行われることとされているので、念のため申し添える。

記

1 第1項第1号関係（下線部、現行第2号）

- (1) 本号の規定は、事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による概算保険料のうち一般保険料を、徴収法第26条の規定による督促状の指定期間内に納付しない場合(天変事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなかつたと認められる場合を除く。)に適用すること。

前記概算保険料について、徴収法第18条の規定による延納(以下「延納」という。)が認められている場合においては、事故発生の日の属する期について保険料が完納されておれば、その前期について保険料の滞納があつても、本号の規定は適用しないこと。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第71条の規定による事業主の代理人、労災保険の事務について代理権を授与されていると認められる者及び事業主の名において保険料の納付事務を行なう被用者が、保険料の納付を怠った場合には、事業主が保険料を納付しないものとして取り扱うこと。

- (2) 前記(1)にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、本号の規定の適用を差し控えること。

イ 事業主について、次の措置により保険料の納付を猶予している場合。ただし、当該猶予期間中に生じた事故に係る保険給付に限る。

(イ) 国税通則法第46条の規定による納付の猶予(同条第3項の規定の例によるものを除く)

(ロ) 国税徴収法第151条の規定の例による換価の猶予(同条第3項第号の規定によるものを除く。)

(ハ) 国税徴収法の規定の例による滞納処分の停止

ロ 事業主が、督促状の指定期限前に具体的計画を示して、指定期限から 1 ヶ月以内に保険料を納付することを誓約し、期限内に納付した場合。

ハ 督促状の指定期限前に、国税通則法第 55 条の規定の例による納付委託（国税通則法第 46 条第 1 項若しくは第 2 項又は国税徴収法第 151 条第 1 項第 1 号の規定の例によるものを除く。）を受けた場合において当該証券が督促状の指定期限後 1 ヶ月以内の日を支払期限としている場合。

(3) 本号の規定による費用の徴収は、督促状の指定期限の翌日から、当該概算保険料を完納した日の前日（当該概算保険料を完納した日が、当該概算保険料に係る保険年度若しくは事業期間又は延納の場合における当該期の末日を経過している場合には当該保険年度若しくは事業期間又は期の末日）までの期間中に生じた事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料（再発に係るものを除く。）のうち事故発生の日から当該概算保険料を完納した日の前日までに支給事由が生じたもの（督促状の指定期間を経過した後に前記(2)のイに掲げる事由が生じたことによる保険料納付猶予期間中に支給事由の生じたものを除く。）について、支給のつど行うこと。ただし、この場合、療養を開始した日（即死の場合は事故発生の日）の翌日から起算して 3 年以内の期間において支給事由の生じたものに限りこと。

(4) 徴収金の価額は、前記(3)の保険給付の額に相当する額に、納付すべき概算保険料に対する滞納額の割合（以下「滞納率」という。）（滞納率が 100 分の 40 をこえるときは、100 分の 40 とする。）を乗じて得た価額とすること。

1 (2) 労働福祉事業について、仮に当該事業が必要だとした場合に、その事業自体を、直接、公的部門で行わなければならないという理由について、論理的若しくは実証的に（コスト比較等）お示しいただきたい。
〔労災病院の運営関係〕

（回答）

- 1 労働政策として、勤労者の健康確保や被災労働者の早期職場復帰を図ることが課題とされるが、このような政策目的を達成するためには、職場・職業に関連した疾病等に関する予防法、的確な治療法、リハビリテーションについて研究開発等を行い、また、全国の労災指定医療機関に普及させることが重要である。
- 2 このような研究開発等は、実際の医療現場での臨床例を基に、実証的に行う必要があるとともに、継続的かつ確実に、また体系的に行う必要があるが、民間病院では、疾病と職場・職業との関連を目的意識を持って、研究開発等を継続的かつ確実に、また体系的に行うことは困難であり、労災病院で行う必要がある。
- 3 なお、労災病院の運営に係る経費は自前収入（診療報酬）のみで賄われている。

1(2) 労働福祉事業について、仮に当該事業が必要だとした場合に、その事業自体を、直接、公的部門で行わなければならないという理由について、論理的若しくは実証的に（コスト比較等）お示しいただきたい。
〔義肢等補装具の支給関係〕

（回答）

- 1 義肢等補装具の支給は、業務災害等により傷病を被り、四肢喪失又は機能障害等の障害が残った者の社会復帰を目的として、労働福祉事業（社会復帰促進事業）として行われている。
- 2 義肢等補装具の支給については、申請を受けた都道府県労働局において、適格者と認められるかどうかの審査及び制作された義肢等の最終的な確認を行っているが、
義肢等の採型指導は医療機関に委託していること
義肢等の制作は民間の業者が行っていること
のように、事業自体を直接公的部門ですべて行っているものではなく、適切に民間部門も活用している。
- 3 また、義肢等補装具の支給に当たって、国が行っている適格者かどうかの審査及び制作された義肢等の最終的な確認は、都道府県労働局の労災保険に携わっている職員が本来の事務とともにしているものであり、効率的な事務処理が行われていると考える。

1(2) 労働福祉事業について、仮に当該事業が必要だとした場合に、その事業自体を、直接、公的部門で行わなければならないという理由について、論理的若しくは実証的に（コスト比較等）お示しいただきたい。
〔労災就学等援護費関係〕

（回答）

- 1 労災就学等援護費（労災就学援護費及び労災就労保育援護費）は、労災年金受給者の子弟等に係る学費の支弁が困難であると認められる場合等に、申請に基づき支払われるものであり、労働福祉事業（被災労働者等援護事業）として行われている。
- 2 労災就学等援護費 については、
 労災年金の受給が要件とされており、労災年金の支給申請及び支給決定と同時に支給申請及び支給決定をすることにより、迅速に事務処理が行われること
 また、労働基準監督署において労災保険に携わっている職員が本来の労災保険に係る事務と併せて行うことが効率的であることから、国で事務を処理するのが適当である。

1(2) 労働福祉事業について、仮に当該事業が必要だとした場合に、その事業自体を、直接、公的部門で行わなければならないという理由について、論理的若しくは実証的に（コスト比較等）お示しいただきたい。
〔労災特別介護施設関係〕

（回答）

- 1 労災特別介護施設は、一般の障害者と異なり、労働災害により頸椎損傷・脊椎損傷、頭部外傷、全盲等の障害を受けた重度被災労働者で、居宅での介護が困難な者を入居対象とした終身施設である。
- 2 これらの者の症状は固定しているものの、経管栄養、尿管カテーテル、人工肛門、人工膀胱を使用するなど、医療依存度が高く、労災特有の障害に応じた褥瘡の予防・措置、排泄処置などの専門的な介護サービスを必要とする者であり、常に看護師や介護職員が各個人の健康状態を把握していなければならない。
- 3 しかしながら、民間では、これら介護を要する重度被災労働者を終身的に受け入れ、昼夜、常態として、重度被災労働者特有の介護サービスを提供しうる介護体制を持つ施設を確保することは非常に困難な状況にあるため、国が設置し、民間法人に委託して実施しているものである。

1(2) 労働福祉事業について、仮に当該事業が必要だとした場合に、その事業自体を、直接、公的部門で行わなければならないという理由について、論理的若しくは実証的に（コスト比較等）お示しいただきたい。
[労働災害防止対策関係]

(回答)

- 1 労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業として、
 - ・ 労働災害防止のために必要な技術的課題等に係る調査研究
 - ・ 労働災害防止対策の周知・啓発、普及促進のための事業を行っている。
- 2 これらの国が委託して実施している事業は、事業者単独では実施が困難なもの等であり、安全衛生の向上に資する有用な情報を提供すること、事業の成果を踏まえ必要に応じ法令改正等を行い、その内容を周知すること等により、各事業者が実施する安全衛生活動に反映され、労働災害の防止に資するものである。
- 3 これらの事業の実施に当たっては、労働災害防止のための知識、事業の効率的な実施のためのノウハウ・人材等を有することが必要であり、各事業毎に最も適切な団体等に委託しているところである。その結果、委託先は労働災害防止団体が中心となっている。
なお、労働災害防止団体は、日本経済団体連合会をはじめとして、事業主団体等により組織された民間法人である。

1(2) 労働福祉事業について、仮に当該事業が必要だとした場合に、その事業自体を、直接、公的部門で行わなければならないという理由について、論理的若しくは実証的に（コスト比較等）お示しいただきたい。
[未払賃金立替払事業関係]

(回答)

現在、未払賃金の立替払事業については労働福祉事業団に行わせているが、その理由は、

- (1) 賃金の支払は本来事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の実施は、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしく、したがって、本事業は、元来、利潤を得られる性格の事業ではないこと。
- (2) 立替払の実施に係る業務が、公的機関によって破産等の事実が確認された事案について、書面の審査と金銭の支払を行うという、いわば現業的な事務である一方で、同制度は企業の倒産によって賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者について、その差し迫った生活を救済するために設けられたものであることにかんがみ、同事業については、適正であることはもとより、特に迅速な運営が求められるところである。

このため、

立替払の迅速処理を図るため、労働基準監督機関において申告処理や臨検監督などの調査を通じて把握した事業場の情報や資料を、必要に応じ労働福祉事業団に提供する。

不正受給の防止等適正な処理を図るため、企業の倒産の場合においては、そもそも権利関係が錯綜することに加えて、当事者の失踪、関係書類の散逸などの状況にあることから、立替払の申請の審査に際しては、対象労働者や未払金額等の不明確な点があった場合に当該情報等を労働基準監督機関に連絡し、相互に緊密な連携を図る。

立替金の確実な回収を図るため、事実上の倒産事案における行方不明の事業主の所在等について、監督署から情報を得る。

等、行政機関と緊密な連携と情報の共有化を図る必要があること。

- (3) 賃金未払によって生活が窮迫した状態に陥っている労働者とその家族の生活の糧である賃金の立替払を、迅速かつ適正に行うために、業務運営の安定の確保が必要であること
等によるものである。

1(3) 「未払い賃金の立替事業」の直近5年分の予算及び決算についてお示しいただきたい。

(回答)

未払賃金立替払事業に係る労働福祉事業団交付金予算額及び決算額は別紙のとおりである。

未払賃金立替払事業に係る労働福祉事業団交付金予算額及び決算額 (直近 5年)

(単位:億円)

平成 9年度		平成 10年度		平成 11年度		平成 12年度		平成 13年度	
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
79	92	110	150	99	168	142	153	204	210

1(4) 労働福祉事業について、各事業別の給付(支払)額及び各事業の中で主な給付内容・給付先についてお示しいただきたい。また、7/8のWGで、「労働福祉事業に係る収入(保険料の内訳)については把握していない(区分経理していない)」とのご発言があったが、それではどのようにして労災保険率のうち、「労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分」に係る部分の保険率を算定しているのか。その算定根拠をお示しいただきたい。

(回答)

- 1 主な給付内容、給付先及び給付額は別紙のとおりである。
- 2 算定根拠については、
労働福祉事業における事業は、原則としてすべての労働者が等しくその対象となり得ること
事務費についても、保険給付・徴収事務ともすべての事業場を対象としていることから、全体の業種においてほぼ等しく負担いただくのが現実的・合理的であること
から全業種一律となっている。
その水準については、昭和63年度の労災保険審議会において労働福祉事業及び事務の執行に要する費用を賄うため、料率を1.5 / 1000 とすることが適当であるとされたところであり、それ以降、その水準を超えることのないよう労働福祉事業等の効率的な運営を図ってきたところである。

労働福祉事業の概要

主な給付内容	給付先	給付額
1 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業 ・労災病院等の設置、運営 ・アフターケアの実施 ・義肢、義眼、車椅子等の支給	労働福祉事業団 被災労働者 被災労働者	338億円 270億円 30億円 20億円
2 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業 ・特別支給金の支給 ・労災年金受給者の子弟に対する就学等援護費の支給 ・重度被災労働者のための労災特別介護施設の運営	被災労働者等 被災労働者等 (財)労災ケアセンター	1,567億円 1,297億円 29億円 43億円
3 労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業 ・労働災害防止対策の実施 ・産業医学の振興	労働災害防止団体等 (財)産業医学振興財団	428億円 232億円 92億円
4 適正な労働条件の確保を図るために必要な事業 ・未払賃金の立替払事業の実施	労働福祉事業団	346億円 272億円

給付額 欄は平成15年度予算額である。

1 (5) 貴省の説明によれば、「国民年金、厚生年金等と異なり潜在的債務はない」とのことであったが、そうであれば以下のようなデータを把握されていると思われるので、以下の手順に従って数値をお示しいただきたい。

ある年度（例えば平成10年度）における各事業種類別に給付種類別（短期給付、長期給付、非業務災害分）の給付額を算出する。

それぞれの給付額を、当年度発生した労災事故によるものと過年度に発生した労災事故によるものとに仕訳する。

さらに過年度分を労災事故発生年度別に仕訳する。

* 通常の管理では考えにくいですが、仮に労災事故発生ベースで管理されていない場合は、給付開始年度ごととする。

～ の作業を10年分程度行う。

（回答）

1 は、別紙 5 - 1 ~ 5 - 1 0 のとおりである。

2 ~ は、短期給付（介護補償給付を除く）については、業種大分類のみであるが災害発生年度別の集計をしており、別紙 5 - 1 1 ~ 5 - 2 0 のとおりである。

しかし、長期給付については、下記の理由により発生年度別の管理を行う必要がなく、発生年度別の集計はしていない。

3 長期給付額を発生年度別に管理していない理由

長期給付の財政運営においては、新規年金受給者の発生時点においてその将来給付分を含めて費用の全額を徴収することとしているところであるが、その後の経済情勢の変動等により当初見込みと実績との乖離が生じた場合には、過去にさかのぼって当時の事業主集団から保険料の徴収又は還付を行うことは現実には不可能であるため、原則3年ごとに行われる料率改定の際にそれ以降に徴収する保険料で調整しているものである。したがって、料率改定時点で既裁定年金受給者分の将来にわたる給付に必要と見込まれる額を保有できるよう積立金を管理しているので、災害発生年度ごとの収支の管理は必要でないものである。

当該調整により、当初見込みと実際の乖離が発生しても短期間のうちに是正されるものであり、長期にわたり、この乖離が存在し続けるということはない。

ただし、現在は、充足賦課方式導入前の昭和63年度以前に裁定された年金受給者に対する給付費用の徴収不足分があり、上記のとおり平成元年度以後は各年度に裁定された年金受給者に対する必要な額を徴収しているとの考

えから、必要な額と積立金残高との差を昭和63年度以前裁定者に係る徴収不足分(過去債務)として管理している。その額の計算方法の詳細は1(9)のとおりであるが、平成13年度末においては、必要額約7兆9千億円、積立金残高約7兆4千億円との差の約5千億円である。

保 険 給 付 (平 成 4 年 度)

(百万円)

	短期給付	長期給付	特別支給金	非業務災害	
	(保険給付 業務災害)	(保険給付 業務災害)		保険給付	特別支給金
全 業 種	400,210	327,999	122,113	63,417	11,571
木材伐出業	17,188	7,513	4,085	153	18
その他の林業	8,354	1,253	1,585	128	25
海面漁業	953	1,808	372	44	2
定置網、海面養殖業	339	242	78	22	1
金属又は非金属鉱業	4,381	10,760	3,011	15	6
石炭鉱業	7,292	25,709	6,347	46	7
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	468	929	264	12	2
原油又は天然ガス鉱業	39	35	12	9	5
採石業	2,114	4,947	1,259	59	8
その他の鉱業	487	1,899	433	57	7
水力発電施設等新設事業	11,206	22,482	5,947	49	5
道路新設事業	1,740	2,297	669	45	8
ほ装工事業	1,652	1,842	561	90	21
鉄道又は軌道新設事業	391	1,106	262	5	-
建築事業	87,405	60,352	22,442	4,333	702
機械の組立すえ付事業	2,047	3,430	920	146	31
その他の建設事業	30,780	30,024	9,477	1,379	268
既設建築物設備工事業	2,332	1,108	569	229	37
食料品製造業	9,460	4,372	2,250	2,254	443
繊維工業又は繊維製品製造業	5,174	3,569	1,475	1,974	324
木材又は木製品製造業	9,864	7,439	2,975	1,025	199
パルプ又は紙製造業	1,145	1,377	504	252	46
印刷又は製本業	1,858	1,659	622	655	136
化学工業	4,820	5,904	2,058	1,380	276
ガラスセメント製造業	594	812	273	197	36
窯業又は土石製品製造業	7,185	13,038	3,885	736	144
金属精錬業	1,944	3,537	1,166	611	140
非鉄金属精錬業	1,119	927	407	133	24
金属材料品製造業	1,272	1,327	494	223	47
鋳物業	2,091	3,067	982	379	77
金属製品製造業金属加工業	19,759	15,860	6,091	2,616	481
めつき業	651	514	195	145	24
機械器具製造業	10,193	7,863	3,255	2,357	441
電気機械器具製造業	4,316	2,345	1,126	2,449	528
輸送用機械器具製造業	7,850	4,465	2,321	2,269	497
船舶製造又は修理業	3,427	5,448	1,583	407	72
計量器、光学機械、時計製造業	618	465	187	423	97
その他の製造業	7,484	5,612	2,248	1,508	294
陶磁器製品製造業	696	2,301	540	104	25
洋食器刃物工具等製造業	225	170	69	35	5
貴金属製品装身具等製造業	322	123	71	99	21
たばこ等製造業	88	6	14	11	2
交通運輸事業	4,189	3,945	1,838	1,541	332
貨物取扱事業	23,878	19,582	7,680	2,830	521
港湾貨物取扱事業	1,055	1,256	454	118	33
港湾荷役業	1,871	3,099	996	154	33
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	242	894	230	154	43
清掃、火葬と畜の事業	2,176	1,191	634	451	92
一般失業対策事業	72	155	34	93	10
ビルメンテナンス業	2,563	528	436	1,320	234
その他の各種事業	75,659	24,974	15,248	26,209	4,460
農業又は海面以外の漁業	3,681	1,491	682	233	49
倉庫警備消毒等の事業	3,496	950	794	1,254	230

保 険 給 付 (平 成 5 年 度)

(百万円)

	短期給付	長期給付	特別支給金	非業務災害	
	(保険給付 業務災害)	(保険給付 業務災害)		保険給付	特別支給金
全業種	396,578	337,435	122,295	65,963	12,219
木材伐出業	16,037	7,745	3,898	121	20
その他の林業	8,068	1,322	1,500	130	20
海面漁業	998	1,846	360	42	2
定置網、海面養殖業	380	266	98	15	1
金属又は非金属鉱業	4,279	10,837	2,990	15	3
石炭鉱業	7,007	25,260	6,240	44	9
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	482	944	290	13	6
原油又は天然ガス鉱業	38	36	15	8	2
採石業	2,267	5,009	1,349	66	11
その他の鉱業	584	1,915	435	44	10
水力発電施設等新設事業	11,975	22,745	6,175	52	5
道路新設事業	1,754	2,315	687	44	8
ほ装工事業	1,775	1,902	599	86	22
鉄道又は軌道新設事業	411	1,112	245	4	-
建築事業	85,531	62,600	22,216	4,515	750
機械の組立すえ付事業	2,070	3,409	890	147	27
その他の建設事業	30,351	31,013	9,567	1,418	240
既設建築物設備工事業	2,332	1,169	543	248	50
食料品製造業	9,647	4,516	2,241	2,436	428
繊維工業又は繊維製品製造業	5,142	3,684	1,477	1,868	326
木材又は木製品製造業	9,959	7,721	3,004	1,134	225
パルプ又は紙製造業	1,070	1,447	489	239	61
印刷又は製本業	1,994	1,731	635	671	132
化学工業	4,613	6,089	2,067	1,379	292
ガラスセメント製造業	607	815	305	193	38
窯業又は土石製品製造業	6,826	13,412	3,805	782	162
金属精錬業	1,782	3,594	1,113	597	128
非鉄金属精錬業	1,038	1,007	413	121	32
金属材料品製造業	1,121	1,388	491	256	54
鋳物業	2,081	3,087	1,000	336	79
金属製品製造業金属加工業	19,451	16,366	6,144	2,682	506
めつき業	525	540	189	138	37
機械器具製造業	9,695	8,188	3,247	2,282	438
電気機械器具製造業	4,135	2,463	1,128	2,515	524
輸送用機械器具製造業	6,929	4,717	2,120	2,262	497
船舶製造又は修理業	3,359	5,543	1,586	469	90
計量器、光学機械、時計製造業	676	455	199	449	102
その他の製造業	7,540	5,941	2,355	1,620	326
陶磁器製品製造業	717	2,369	578	85	19
洋食器刃物工具等製造業	274	179	87	43	5
貴金属製品装身具等製造業	285	152	75	107	22
たばこ等製造業	83	7	15	16	2
交通運輸事業	4,222	4,064	1,821	1,642	349
貨物取扱事業	23,818	20,452	7,734	2,942	634
港湾貨物取扱事業	998	1,268	456	117	27
港湾荷役業	1,691	3,149	955	175	46
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	286	891	247	168	36
清掃、火葬と畜の事業	2,225	1,336	629	432	90
一般失業対策事業	70	147	33	88	13
ビルメンテナンス業	2,715	592	524	1,412	262
その他の各種事業	77,425	26,084	15,564	27,638	4,708
農業又は海面以外の漁業	3,661	1,569	664	228	43
倉庫警備消毒等の事業	3,578	1,028	809	1,428	297

保 険 給 付 (平 成 6 年 度)

(百万円)

	短期給付	長期給付	特別支給金	非業務災害	
	(保険給付 業務災害)	(保険給付 業務災害)		保険給付	特別支給金
全 業 種	394,399	344,353	121,696	68,179	12,289
木材伐出業	15,417	7,845	3,755	118	11
その他の林業	7,913	1,368	1,472	132	20
海面漁業	911	1,828	354	62	5
定置網、海面養殖業	337	279	90	14	4
金属又は非金属鉱業	5,177	10,687	3,265	16	3
石炭鉱業	7,644	25,061	6,272	56	10
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	615	904	312	11	2
原油又は天然ガス鉱業	17	38	15	8	2
採石業	2,203	5,068	1,342	65	12
その他の鉱業	534	1,934	463	40	14
水力発電施設等新設事業	12,786	22,957	6,303	68	10
道路新設事業	1,931	2,362	735	96	14
ほ装工事業	1,607	1,907	552	105	16
鉄道又は軌道新設事業	432	1,112	258	7	-
建築事業	82,863	63,924	21,517	4,511	713
機械の組立すえ付事業	1,978	3,528	882	116	20
その他の建設事業	29,389	31,989	9,554	1,607	256
既設建築物設備工事業	2,248	1,275	562	230	54
食料品製造業	9,623	4,737	2,267	2,554	451
繊維工業又は繊維製品製造業	4,955	3,734	1,417	1,962	344
木材又は木製品製造業	10,060	7,942	3,039	1,171	207
パルプ又は紙製造業	978	1,483	489	267	54
印刷又は製本業	1,978	1,791	653	670	122
化学工業	4,668	6,227	2,103	1,469	318
ガラスセメント製造業	573	833	281	209	47
窯業又は土石製品製造業	7,081	13,452	3,871	743	138
金属精錬業	1,799	3,638	1,142	583	148
非鉄金属精錬業	1,116	999	415	121	39
金属材料品製造業	1,103	1,424	490	267	49
鋳物業	1,957	3,155	949	354	81
金属製品製造業金属加工業	18,993	16,893	5,947	2,671	509
めつき業	651	542	206	144	30
機械器具製造業	9,521	8,357	3,157	2,258	462
電気機械器具製造業	4,106	2,617	1,160	2,590	488
輸送用機械器具製造業	6,657	4,965	2,085	2,270	491
船舶製造又は修理業	3,208	5,505	1,586	482	80
計量器、光学機械、時計製造業	617	467	183	426	72
その他の製造業	7,324	6,092	2,246	1,657	308
陶磁器製品製造業	738	2,278	573	85	19
洋食器刃物工具等製造業	289	187	89	37	11
貴金属製品装身具等製造業	271	135	58	105	14
たばこ等製造業	57	10	11	6	1
交通運輸事業	4,337	4,186	1,879	1,766	385
貨物取扱事業	23,564	21,175	7,823	2,901	614
港湾貨物取扱事業	935	1,292	449	135	24
港湾荷役業	1,703	3,172	974	167	33
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	311	901	252	157	39
清掃、火葬と畜の事業	2,250	1,387	668	459	102
一般失業対策事業	42	150	31	63	11
ビルメンテナンス業	2,757	633	468	1,564	242
その他の各種事業	78,673	27,167	15,548	28,929	4,850
農業又は海面以外の漁業	4,085	1,660	717	252	44
倉庫警備消毒等の事業	3,417	1,103	766	1,416	296

保 険 給 付 (平 成 7 年 度)

(百万円)

	短期給付	長期給付	特別支給金	非業務災害	
	(保険給付 業務災害)	(保険給付 業務災害)		保険給付	特別支給金
全 業 種	400,253	353,171	123,310	71,518	12,592
木材伐出業	14,449	7,995	3,558	154	23
その他の林業	7,675	1,380	1,450	122	19
海面漁業	902	1,825	339	40	6
定置網、海面養殖業	318	321	79	13	4
金属又は非金属鉱業	5,172	10,491	3,235	17	3
石炭鉱業	8,297	24,915	6,701	55	7
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	532	935	291	7	2
原油又は天然ガス鉱業	12	41	11	8	2
採石業	2,275	5,192	1,334	76	15
その他の鉱業	553	1,945	491	61	7
水力発電施設等新設事業	14,430	23,315	6,798	69	7
道路新設事業	2,012	2,391	755	74	17
ほ装工事業	1,537	1,958	576	111	20
鉄道又は軌道新設事業	467	1,142	287	4	-
建築事業	82,571	65,682	21,539	4,954	751
機械の組立すえ付事業	1,900	3,645	912	139	23
その他の建設事業	29,459	32,848	9,572	1,657	276
既設建築物設備工事業	2,402	1,353	580	258	36
食料品製造業	9,778	4,937	2,317	2,601	508
繊維工業又は繊維製品製造業	4,924	3,738	1,419	1,873	339
木材又は木製品製造業	10,147	8,067	2,973	1,201	233
パルプ又は紙製造業	982	1,524	479	306	67
印刷又は製本業	1,950	1,868	668	706	133
化学工業	4,598	6,289	2,069	1,588	318
ガラスセメント製造業	646	882	309	234	43
窯業又は土石製品製造業	6,884	13,749	3,941	772	135
金属精錬業	1,716	3,831	1,185	596	140
非鉄金属精錬業	1,179	1,041	443	142	24
金属材料品製造業	1,091	1,445	474	223	47
鋳物業	2,084	3,080	957	395	74
金属製品製造業金属加工業	19,186	17,011	5,912	2,722	483
めつき業	606	551	195	173	34
機械器具製造業	9,327	8,535	3,142	2,239	423
電気機械器具製造業	4,029	2,713	1,106	2,566	480
輸送用機械器具製造業	6,877	5,364	2,149	2,448	541
船舶製造又は修理業	3,190	5,590	1,568	480	90
計量器、光学機械、時計製造業	621	484	183	411	66
その他の製造業	7,732	6,418	2,350	1,766	287
陶磁器製品製造業	664	2,127	525	96	23
洋食器刃物工具等製造業	290	202	81	64	13
貴金属製品装身具等製造業	310	146	82	89	18
たばこ等製造業	95	10	22	9	4
交通運輸事業	4,180	4,430	1,866	1,743	345
貨物取扱事業	24,881	22,132	7,952	3,202	639
港湾貨物取扱事業	970	1,274	450	151	24
港湾荷役業	1,620	3,189	987	221	51
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	277	907	238	215	49
清掃、火葬と畜の事業	2,319	1,426	647	455	94
一般失業対策事業	36	141	29	44	7
ビルメンテナンス業	2,915	642	506	1,540	230
その他の各種事業	81,624	29,082	16,093	30,628	5,082
農業又は海面以外の漁業	4,024	1,780	719	263	37
倉庫警備消毒等の事業	3,538	1,194	766	1,539	289

保 険 給 付 (平 成 8 年 度)

(百万円)

	短期給付	長期給付	特別支給金	非業務災害	
	(保険給付 業務災害)	(保険給付 業務災害)		保険給付	特別支給金
全 業 種	403,683	362,227	122,608	73,662	12,625
木材伐出業	13,302	8,138	3,378	146	14
その他の林業	7,422	1,410	1,409	141	9
海面漁業	886	1,880	374	51	4
定置網、海面養殖業	300	308	98	18	5
金属又は非金属鉱業	4,937	10,576	3,109	17	3
石炭鉱業	8,786	25,077	6,531	33	8
石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	568	987	292	9	2
原油又は天然ガス鉱業	19	40	10	9	2
採石業	2,402	5,257	1,366	83	18
その他の鉱業	579	1,994	435	52	11
水力発電施設等新設事業	14,865	23,568	6,863	102	15
道路新設事業	2,060	2,475	783	72	9
ほ装工事業	1,428	2,011	558	94	12
鉄道又は軌道新設事業	547	1,136	288	3	3
建築事業	85,584	67,879	21,614	5,048	792
機械の組立すえ付事業	1,876	3,751	869	128	14
その他の建設事業	29,095	33,897	9,499	1,716	263
既設建築物設備工事業	2,458	1,433	555	261	47
食料品製造業	9,541	5,079	2,193	2,727	456
繊維工業又は繊維製品製造業	4,467	3,913	1,355	1,950	311
木材又は木製品製造業	9,385	8,281	2,866	1,143	210
パルプ又は紙製造業	1,010	1,558	498	291	70
印刷又は製本業	1,971	1,939	681	658	129
化学工業	4,690	6,550	2,055	1,584	320
ガラスセメント製造業	621	869	280	195	44
窯業又は土石製品製造業	6,927	13,829	3,806	822	151
金属精錬業	1,859	3,857	1,156	639	138
非鉄金属精錬業	1,164	1,056	425	156	25
金属材料品製造業	1,016	1,480	457	240	41
鋳物業	2,046	3,183	985	387	76
金属製品製造業金属加工業	19,723	17,642	5,993	2,710	479
めつき業	680	588	215	167	26
機械器具製造業	9,350	8,792	3,143	2,286	419
電気機械器具製造業	3,883	2,768	1,159	2,662	461
輸送用機械器具製造業	6,709	5,374	2,105	2,476	466
船舶製造又は修理業	3,322	5,672	1,541	482	81
計量器、光学機械、時計製造業	512	485	165	480	83
その他の製造業	7,670	6,481	2,343	1,828	307
陶磁器製品製造業	652	2,117	515	97	18
洋食器刃物工具等製造業	255	201	83	52	14
貴金属製品装身具等製造業	253	152	62	89	17
たばこ等製造業	59	10	11	8	6
交通運輸事業	3,991	4,598	1,785	1,668	367
貨物取扱事業	26,043	22,977	8,232	3,343	613
港湾貨物取扱事業	916	1,299	450	159	30
港湾荷役業	1,480	3,254	932	185	49
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	237	911	226	219	58
清掃、火葬と畜の事業	2,334	1,518	717	578	98
ビルメンテナンス業	3,070	753	551	1,737	276
その他の各種事業	82,696	30,059	16,015	31,879	5,255
農業又は海面以外の漁業	4,209	1,902	743	288	47
倉庫警備消毒等の事業	3,826	1,262	833	1,497	254

「一般失業対策事業」は、平成8年度に削除された。

保 険 給 付 (平 成 9 年 度)

(百万円)

	短期給付 (業務災害)		長期給付 (業務災害)		非業務災害	
	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金
全業種	404,760	72,813	367,105	50,170	74,495	12,682
木材伐出業	11,914	2,251	8,193	844	105	13
その他の林業	7,378	1,333	1,448	91	138	8
海面漁業	523	91	1,886	204	35	6
定置網、海面養殖業	563	105	318	21	33	7
金属又は非金属鉱業	4,998	1,453	10,303	1,660	20	3
石炭鉱業	8,386	2,593	24,531	3,829	31	6
石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	543	153	1,027	155	9	2
原油又は天然ガス鉱業	17	3	39	8	9	2
採石業	2,504	678	5,273	765	87	17
その他の鉱業	821	175	2,021	313	77	9
水力発電施設等新設事業	18,874	4,968	23,619	2,870	85	7
道路新設事業	1,950	437	2,559	314	85	8
ほ装工事業	1,649	325	2,046	252	99	13
鉄道又は軌道新設事業	447	89	1,133	159	2	1
建築事業	77,803	13,411	68,995	6,956	4,895	698
機械の組立すえ付事業	2,521	468	3,790	486	172	24
その他の建設事業	31,138	5,873	34,333	3,741	1,902	280
既設建築物設備工事業	4,120	701	1,528	124	410	49
食料品製造業	10,945	1,610	5,262	795	2,922	490
繊維工業又は繊維製品製造業	3,229	569	3,965	661	1,822	301
木材又は木製品製造業	10,595	1,728	8,371	1,251	1,105	219
パルプ又は紙製造業	1,009	165	1,606	315	271	56
印刷又は製本業	2,578	368	2,017	376	804	110
化学工業	5,280	958	6,669	1,220	1,622	306
ガラスセメント製造業	802	158	898	163	201	39
窯業又は土石製品製造業	8,068	1,940	13,759	2,065	794	134
金属精錬業	1,963	461	3,905	803	706	133
非鉄金属精錬業	1,159	248	1,031	197	188	37
金属材料品製造業	1,197	194	1,496	286	232	51
鋳物業	2,351	466	3,197	554	383	84
金属製品製造業金属加工業	20,465	3,515	18,024	2,717	2,543	463
めつき業	785	112	584	102	157	32
機械器具製造業	11,238	1,861	8,909	1,525	2,360	446
電気機械器具製造業	3,934	605	2,798	505	2,736	532
輸送用機械器具製造業	8,392	1,380	5,500	923	2,590	539
船舶製造又は修理業	4,271	859	5,684	875	518	102
計量器、光学機械、時計製造業	656	99	493	87	488	87
その他の製造業	9,000	1,497	6,633	1,073	1,982	346
陶磁器製品製造業	673	213	2,133	310	96	13
洋食器刃物工具等製造業	355	63	203	32	49	13
貴金属製品装身具等製造業	300	40	141	23	110	20
たばこ等製造業	128	27	20	2	14	5
交通運輸事業	4,386	1,053	4,682	803	1,775	334
貨物取扱事業	31,197	5,645	23,838	3,320	3,801	669
港湾貨物取扱事業	684	144	1,292	247	172	38
港湾荷役業	1,763	351	3,257	598	204	52
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	243	38	903	184	201	52
清掃、火葬と畜の事業	3,512	589	1,599	219	600	127
ビルメンテナンス業	3,814	562	781	82	1,913	318
その他の各種事業	64,561	8,711	31,028	4,797	30,792	4,980
農業又は海面以外の漁業	4,722	731	2,000	113	305	57
倉庫警備消毒等の事業	4,359	742	1,389	157	1,849	345

保険給付(平成10年度)

(百万円)

	短期給付(業務災害)		長期給付(業務災害)		非業務災害	
	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金
全業種	392,575	70,290	371,110	50,300	75,274	12,227
木材伐出業	11,360	2,164	8,306	838	102	8
その他の林業	7,371	1,323	1,486	92	123	14
海面漁業	481	89	1,862	203	30	2
定置網、海面養殖業	610	103	337	22	28	3
金属又は非金属鉱業	13,419	3,962	33,898	5,336	42	8
石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	629	169	1,033	157	9	2
原油又は天然ガス鉱業	19	6	41	8	9	2
採石業	2,543	678	5,325	765	72	16
その他の鉱業	731	178	2,020	310	62	12
水力発電施設等新設事業	20,127	5,240	23,607	2,820	75	6
道路新設事業	1,978	468	2,498	308	74	13
ほ装工事業	1,628	318	2,063	250	106	14
鉄道又は軌道新設事業	491	102	1,103	158	8	1
建築事業	72,424	12,535	70,254	6,983	4,905	684
機械の組立すえ付事業	2,345	440	3,825	491	143	24
その他の建設事業	29,823	5,590	34,691	3,749	1,990	269
既設建築物設備工事業	3,920	656	1,546	124	334	47
食料品製造業	10,896	1,567	5,384	799	3,037	478
繊維工業又は繊維製品製造業	3,036	471	4,042	665	1,695	271
木材又は木製品製造業	9,446	1,603	8,493	1,253	1,101	185
パルプ又は紙製造業	1,133	172	1,605	316	273	53
印刷又は製本業	2,389	335	2,080	391	894	156
化学工業	4,969	949	6,792	1,237	1,566	324
ガラスセメント製造業	829	153	883	161	206	50
窯業又は土石製品製造業	4,839	1,386	11,656	1,741	411	66
金属精錬業	1,851	390	3,966	814	652	135
非鉄金属精錬業	1,066	222	1,065	197	138	28
金属材料品製造業	1,034	183	1,524	289	232	59
鋳物業	2,232	458	3,166	550	363	75
金属製品製造業金属加工業	18,748	3,201	18,216	2,731	2,391	429
めつき業	769	119	589	106	181	39
機械器具製造業	10,511	1,725	9,090	1,539	2,308	428
電気機械器具製造業	3,853	580	2,916	511	2,705	456
輸送用機械器具製造業	8,179	1,357	5,652	941	2,601	517
船舶製造又は修理業	4,028	846	5,684	869	545	89
計量器、光学機械、時計製造業	733	102	474	86	426	72
その他の製造業	8,338	1,365	6,831	1,092	1,846	315
陶磁器製品製造業	617	206	2,072	303	92	16
洋食器刃物工具等製造業	317	56	206	33	52	6
貴金属製品装身具等製造業	258	44	146	24	104	15
たばこ等製造業	120	16	14	4	19	5
コンクリート製造業	2,142	388	2,089	327	330	58
交通運輸事業	4,149	954	4,778	812	1,792	334
貨物取扱事業	30,024	5,324	24,463	3,371	3,719	670
港湾貨物取扱事業	674	138	1,285	244	159	31
港湾荷役業	1,552	326	3,249	594	170	35
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,038	264	924	188	221	42
清掃、火葬と畜の事業	3,583	636	1,728	227	637	86
ビルメンテナンス業	3,963	550	810	84	1,959	298
その他の各種事業	66,236	8,746	31,829	4,912	32,218	4,967
農業又は海面以外の漁業	4,893	678	2,091	118	319	51
倉庫警備消毒等の事業	4,232	760	1,427	158	1,799	262

10年度に「石炭鉱業」は「金属又は非金属鉱業」に統合され、「コンクリート製造業」が「窯業又は土石製品製造業」より分割された。

保険給付(平成11年度)

(百万円)

	短期給付(業務災害)		長期給付(業務災害)		非業務災害	
	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金
全業種	379,156	68,658	370,915	49,901	74,955	12,213
木材伐出業	10,844	2,068	8,234	823	106	7
その他の林業	7,222	1,273	1,489	92	111	8
海面漁業	484	103	1,831	198	28	1
定置網、海面養殖業	652	107	343	21	27	2
金属又は非金属鉱業	13,488	3,986	33,015	5,188	45	8
石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	606	171	1,028	150	9	2
原油又は天然ガス鉱業	19	3	41	8	12	2
採石業	2,470	659	5,212	753	61	12
その他の鉱業	666	163	2,018	307	58	12
水力発電施設等新設事業	21,099	5,573	23,498	2,710	69	6
道路新設事業	2,188	509	2,490	302	60	6
ほ装工事業	1,565	281	2,060	249	100	21
鉄道又は軌道新設事業	536	115	1,071	152	9	1
建築事業	66,270	11,628	70,504	6,924	4,768	622
機械の組立すえ付事業	2,012	372	3,837	490	150	21
その他の建設事業	29,519	5,686	34,634	3,721	1,880	234
既設建築物設備工事業	3,977	658	1,647	127	353	63
食料品製造業	10,587	1,514	5,409	802	2,919	540
繊維工業又は繊維製品製造業	2,730	453	4,000	660	1,634	306
木材又は木製品製造業	8,471	1,412	8,455	1,247	1,021	176
パルプ又は紙製造業	1,012	182	1,586	313	245	42
印刷又は製本業	2,463	382	2,099	383	876	126
化学工業	4,464	868	6,784	1,232	1,587	353
ガラスセメント製造業	723	138	864	161	197	38
窯業又は土石製品製造業	4,780	1,345	11,330	1,695	380	80
金属精錬業	1,615	400	4,051	821	623	144
非鉄金属精錬業	1,141	230	1,078	197	139	27
金属材料品製造業	1,138	195	1,575	288	220	44
鋳物業	2,020	396	3,066	536	318	70
金属製品製造業金属加工業	17,111	2,915	18,203	2,730	2,489	422
めつき業	748	120	576	103	210	37
機械器具製造業	9,793	1,657	9,008	1,531	2,299	438
電気機械器具製造業	3,546	564	2,939	516	2,733	486
輸送用機械器具製造業	7,793	1,336	5,774	951	2,479	496
船舶製造又は修理業	3,907	821	5,599	847	579	83
計量器、光学機械、時計製造業	679	93	473	86	421	78
その他の製造業	8,249	1,341	6,881	1,096	1,761	310
陶磁器製品製造業	559	197	2,021	290	94	18
洋食器刃物工具等製造業	278	57	208	33	44	15
貴金属製品装身具等製造業	245	35	153	24	121	17
たばこ等製造業	107	16	15	3	23	6
コンクリート製造業	2,849	514	2,063	331	364	50
交通運輸事業	3,898	883	4,761	813	1,859	341
貨物取扱事業	29,794	5,331	24,709	3,381	3,867	628
港湾貨物取扱事業	535	100	1,267	241	117	30
港湾荷役業	1,319	253	3,194	585	175	37
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,177	324	995	195	240	43
清掃、火葬と畜の事業	3,571	623	1,726	231	594	91
ビルメンテナンス業	3,842	545	851	85	1,901	271
その他の各種事業	65,388	8,674	32,551	4,994	32,323	4,987
農業又は海面以外の漁業	4,868	701	2,206	122	293	36
倉庫警備消毒等の事業	4,140	691	1,496	161	1,964	317

保 険 給 付 (平 成 1 2 年 度)

(百万円)

	短期給付 (業務災害)		長期給付 (業務災害)		非業務災害	
	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金
全 業 種	373,956	65,986	369,319	49,356	76,952	12,294
木材伐出業	10,147	1,862	8,096	800	100	6
その他の林業	6,777	1,195	1,496	92	108	9
海面漁業	485	84	1,820	196	29	5
定置網、海面養殖業	513	92	352	21	36	3
金属又は非金属鉱業	13,387	3,958	31,994	5,003	56	8
石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	603	145	953	145	11	2
原油又は天然ガス鉱業	10	2	40	8	21	2
採石業	2,282	600	5,157	744	66	14
その他の鉱業	610	141	1,958	302	38	6
水力発電施設等新設事業	21,547	5,621	22,932	2,607	76	14
道路新設事業	2,125	481	2,535	295	55	10
ほ装工事業	1,638	303	2,030	243	104	11
鉄道又は軌道新設事業	493	105	1,067	148	5	-
建築事業	64,572	10,826	70,637	6,835	4,881	662
機械の組立すえ付事業	2,079	377	3,855	489	194	38
その他の建設事業	29,071	5,608	34,585	3,690	1,902	261
既設建築物設備工事業	3,846	673	1,656	130	354	50
食料品製造業	10,377	1,465	5,448	812	3,037	489
繊維工業又は繊維製品製造業	2,516	420	3,969	658	1,645	232
木材又は木製品製造業	8,165	1,283	8,388	1,231	1,111	175
パルプ又は紙製造業	934	155	1,627	317	268	60
印刷又は製本業	2,243	309	2,111	386	807	126
化学工業	4,598	800	6,787	1,240	1,639	304
ガラスセメント製造業	757	133	866	158	220	51
窯業又は土石製品製造業	4,720	1,343	11,034	1,653	352	60
金属精錬業	1,555	315	3,965	812	548	124
非鉄金属精錬業	970	209	1,036	196	134	27
金属材料品製造業	1,082	179	1,523	284	226	56
鋳物業	2,024	391	3,039	527	306	55
金属製品製造業金属加工業	16,803	2,664	18,054	2,704	2,366	388
めつき業	678	104	595	104	231	30
機械器具製造業	9,817	1,534	9,010	1,526	2,304	431
電気機械器具製造業	3,763	568	2,969	526	2,752	476
輸送用機械器具製造業	7,826	1,299	5,783	954	2,628	532
船舶製造又は修理業	3,887	773	5,481	833	516	81
計量器、光学機械、時計製造業	666	99	497	87	440	66
その他の製造業	8,136	1,268	6,953	1,103	1,838	292
陶磁器製品製造業	600	200	1,880	281	95	18
洋食器刃物工具等製造業	228	34	219	34	43	9
貴金属製品装身具等製造業	264	34	160	25	89	15
たばこ等製造業	134	14	22	3	36	8
コンクリート製造業	2,958	521	2,097	339	355	58
交通運輸事業	3,947	864	4,843	817	1,863	362
貨物取扱事業	29,706	5,136	25,314	3,384	4,057	727
港湾貨物取扱事業	508	109	1,235	235	123	28
港湾荷役業	1,518	302	3,115	574	166	36
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,049	272	961	194	243	49
清掃、火葬と畜の事業	3,796	604	1,808	234	611	104
ビルメンテナンス業	3,780	527	877	90	1,998	289
その他の各種事業	64,632	8,604	32,706	5,003	33,627	5,100
農業又は海面以外の漁業	4,876	669	2,216	123	314	45
倉庫警備消毒等の事業	4,257	715	1,570	163	1,929	288

保 険 給 付 (平 成 1 3 年 度)

(百万円)

	短期給付 (業務災害)		長期給付 (業務災害)		非業務災害	
	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金	保険給付	特別支給金
全 業 種	370,658	65,494	369,485	48,964	78,477	12,196
木材伐出業	9,413	1,771	8,045	785	122	7
その他の林業	6,637	1,190	1,485	92	132	8
海面漁業	463	81	1,809	192	27	2
定置網、海面養殖業	541	90	354	22	39	13
金属又は非金属鉱業	13,750	4,077	30,942	4,856	44	9
石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	587	161	923	144	9	2
原油又は天然ガス鉱業	8	2	40	8	11	1
採石業	2,396	645	5,140	736	87	16
その他の鉱業	639	129	1,982	299	49	6
水力発電施設等新設事業	21,478	5,676	22,761	2,519	82	10
道路新設事業	2,277	524	2,526	284	66	5
ほ装工事業	1,347	265	2,013	236	114	12
鉄道又は軌道新設事業	460	111	1,041	144	16	2
建築事業	63,749	10,809	70,269	6,723	4,953	625
機械の組立すえ付事業	2,261	392	3,814	477	158	18
その他の建設事業	27,439	5,264	34,715	3,657	1,992	260
既設建築物設備工事業	3,930	603	1,775	135	394	58
食料品製造業	10,188	1,422	5,592	816	3,043	467
繊維工業又は繊維製品製造業	2,398	362	3,928	652	1,470	233
木材又は木製品製造業	7,543	1,201	8,357	1,227	1,019	164
パルプ又は紙製造業	808	149	1,683	316	258	43
印刷又は製本業	2,117	299	2,072	387	852	126
化学工業	4,462	749	6,729	1,232	1,657	293
ガラスセメント製造業	748	131	875	159	200	36
窯業又は土石製品製造業	4,646	1,312	10,960	1,627	335	48
金属精錬業	1,595	330	3,960	802	617	133
非鉄金属精錬業	1,018	211	1,048	199	152	38
金属材料品製造業	954	157	1,517	285	192	42
鋳物業	1,873	374	3,024	521	309	47
金属製品製造業金属加工業	16,387	2,660	18,122	2,681	2,431	408
めつき業	623	102	593	102	218	42
機械器具製造業	9,637	1,556	8,983	1,521	2,210	408
電気機械器具製造業	3,720	571	3,048	530	2,963	528
輸送用機械器具製造業	7,751	1,243	5,898	964	2,592	492
船舶製造又は修理業	3,952	830	5,462	813	493	75
計量器、光学機械、時計製造業	728	114	495	89	441	79
その他の製造業	7,891	1,256	7,051	1,105	1,687	299
陶磁器製品製造業	628	213	1,813	271	98	20
洋食器刃物工具等製造業	260	39	225	34	43	5
貴金属製品装身具等製造業	240	37	164	25	107	22
たばこ等製造業	161	24	25	3	19	10
コンクリート製造業	3,092	524	2,181	346	338	73
交通運輸事業	3,794	870	4,834	814	1,970	348
貨物取扱事業	30,098	5,112	25,645	3,391	4,245	683
港湾貨物取扱事業	547	120	1,218	236	132	23
港湾荷役業	1,385	292	3,102	569	178	34
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,135	283	974	197	290	48
清掃、火葬と畜の事業	3,950	649	1,832	236	612	125
ビルメンテナンス業	3,984	524	888	95	2,143	289
その他の各種事業	65,561	8,580	33,608	5,117	34,674	5,165
農業又は海面以外の漁業	4,931	714	2,338	125	327	50
倉庫警備消毒等の事業	4,478	695	1,609	166	1,867	249

発生年度別給付状況 (平成4年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業種	昭和62年度以前	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	合計
全業種	53,071	7,716	12,324	31,257	131,074	164,768	400,210
林業	17,468	507	458	759	2,740	3,611	25,542
漁業	30	3	44	78	425	712	1,291
鉱業	6,760	1,148	870	1,544	2,011	2,448	14,782
建設事業	16,522	3,001	4,945	12,969	47,257	52,859	137,553
製造業	6,455	1,483	2,643	7,161	36,357	48,059	102,158
運輸業	1,699	491	956	2,700	11,657	13,491	30,993
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	11	13	24	13	68	114	242
その他の事業	4,127	1,070	2,385	6,033	30,559	43,474	87,648

非業務災害

(百万円)

業種	昭和62年度以前	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	合計
全業種	777	572	1,380	3,988	18,135	17,521	42,372
林業	6	0	8	8	41	54	117
漁業	0	0	0	0	14	23	38
鉱業	0	1	1	7	42	31	84
建設事業	91	57	140	476	1,353	1,026	3,141
製造業	299	141	421	1,332	5,845	5,773	13,811
運輸業	62	65	126	261	1,307	1,147	2,968
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	3	0	0	2	15	30	50
その他の事業	316	308	684	1,901	9,518	9,437	22,164

発生年度別給付状況 (平成 5年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業 種	昭和 63年度以前	平成元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	合 計
全業種	53,025	7,047	12,908	31,419	131,085	161,094	396,578
林業	16,414	370	412	869	2,607	3,433	24,105
漁業	24	27	21	98	482	726	1,378
鉱業	7,319	783	1,148	1,156	2,112	2,140	14,657
建設事業	16,900	2,659	5,481	13,078	46,732	51,349	136,199
製造業	6,603	1,505	2,677	7,290	35,524	45,950	99,549
運輸業	1,641	487	929	2,598	11,524	13,549	30,729
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	23	6	11	34	96	117	286
その他の事業	4,101	1,211	2,229	6,296	32,008	43,829	89,675

非業務災害

(百万円)

業 種	昭和 63年度以前	平成元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	合 計
全業種	875	603	1,386	4,044	18,755	17,858	43,521
林業	0	3	0	7	44	32	86
漁業	0	0	0	3	18	10	31
鉱業	0	0	0	7	37	27	72
建設事業	108	66	179	372	1,307	1,129	3,162
製造業	302	179	443	1,268	5,969	5,636	13,797
運輸業	65	63	95	355	1,189	1,226	2,993
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	0	1	3	24	30	59
その他の事業	399	291	668	2,029	10,167	9,768	23,322

発生年度別給付状況 (平成 6年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業 種	平成元年度以前	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	合 計
全業種	53,772	7,017	12,272	30,563	129,279	161,496	394,399
林業	15,412	327	461	940	2,538	3,651	23,329
漁業	33	4	34	79	419	677	1,248
鉱業	8,689	1,034	784	1,150	2,326	2,207	16,190
建設事業	16,970	2,885	5,104	12,313	45,373	50,589	133,234
製造業	6,817	1,272	2,728	7,141	34,336	46,029	98,323
運輸業	1,589	505	907	2,471	11,740	13,326	30,540
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	18	3	13	41	82	156	311
その他の事業	4,243	986	2,241	6,427	32,467	44,859	91,224

非業務災害

(百万円)

業 種	平成元年度以前	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	合 計
全業種	886	530	1,387	3,846	20,749	16,926	44,324
林業	0	0	2	13	25	41	81
漁業	0	0	4	5	6	36	51
鉱業	0	0	0	6	44	26	76
建設事業	109	53	145	305	1,450	1,081	3,143
製造業	333	171	447	1,194	6,496	5,213	13,855
運輸業	48	40	120	314	1,365	1,076	2,964
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	0	0	4	29	22	56
その他の事業	394	266	668	2,005	11,334	9,431	24,098

発生年度別給付状況 (平成 7年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業 種	平成 2年度以前	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	合 計
全業種	52,521	7,016	11,997	30,039	132,644	166,036	400,253
林業	14,216	363	562	780	2,545	3,658	22,124
漁業	19	16	35	81	407	662	1,220
鉱業	8,942	700	793	1,399	2,431	2,575	16,841
建設事業	17,092	3,079	5,092	12,059	45,382	52,075	134,778
製造業	6,623	1,374	2,451	6,772	35,142	46,544	98,906
運輸業	1,500	400	825	2,635	12,146	14,146	31,652
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	23	1	6	43	87	118	277
その他の事業	4,106	1,083	2,234	6,270	34,505	46,257	94,455

非業務災害

(百万円)

業 種	平成 2年度以前	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	合 計
全業種	953	632	1,261	4,269	19,919	18,550	45,585
林業	0	0	6	8	67	27	108
漁業	0	0	4	0	9	11	24
鉱業	0	0	2	17	44	35	98
建設事業	118	60	123	385	1,568	1,153	3,407
製造業	284	193	361	1,276	5,970	5,685	13,769
運輸業	58	54	115	297	1,269	1,286	3,080
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	0	1	11	61	27	100
その他の事業	492	324	649	2,276	10,931	10,327	25,000

発生年度別給付状況 (平成 8年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業 種	平成 3年度以前	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	合 計
全業種	50,901	6,913	12,106	30,856	133,410	166,363	400,550
林業	13,072	449	403	794	2,513	3,341	20,571
漁業	29	23	18	78	343	685	1,176
鉱業	9,129	689	1,051	1,542	2,451	2,280	17,144
建設事業	16,850	2,974	5,081	12,344	47,057	52,030	136,336
製造業	6,480	1,331	2,347	6,625	34,697	45,727	97,206
運輸業	1,469	427	895	2,546	12,070	14,710	32,116
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	24	3	4	10	71	119	231
その他の事業	3,848	1,017	2,307	6,917	34,209	47,471	95,770

非業務災害

(百万円)

業 種	平成 3年度以前	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	合 計
全業種	895	599	1,297	4,289	20,216	18,249	45,546
林業	0	0	0	22	38	27	87
漁業	0	4	0	1	9	22	36
鉱業	0	4	3	12	36	28	82
建設事業	107	49	145	347	1,404	1,230	3,283
製造業	328	189	359	1,190	6,031	5,382	13,479
運輸業	65	57	101	264	1,333	1,110	2,930
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	3	2	19	48	19	90
その他の事業	395	295	688	2,434	11,317	10,432	25,560

発生年度別給付状況 (平成 9年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業 種	平成 4年度以前	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	合 計
全業種	53,259	7,378	13,061	33,416	136,309	156,744	400,168
林業	12,334	367	463	857	2,344	2,718	19,082
漁業	31	9	12	57	348	614	1,070
鉱業	9,751	929	1,212	1,496	2,545	1,143	17,076
建設事業	18,340	3,170	5,726	14,331	48,409	46,194	136,170
製造業	7,824	1,404	2,512	7,868	39,042	49,921	108,570
運輸業	1,699	574	1,031	2,913	14,525	16,820	37,562
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	14	1	13	8	103	96	235
その他の事業	3,266	924	2,094	5,885	28,994	39,239	80,403

非業務災害

(百万円)

業 種	平成 4年度以前	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	合 計
全業種	1,063	637	1,595	4,147	19,095	18,301	44,839
林業	0	0	2	10	24	21	58
漁業	0	0	0	1	17	17	36
鉱業	4	0	0	8	40	52	105
建設事業	87	74	170	448	1,453	1,093	3,324
製造業	340	197	449	1,188	5,862	5,494	13,530
運輸業	107	47	129	321	1,546	1,189	3,340
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	0	1	3	22	26	52
その他の事業	525	320	844	2,167	10,131	10,409	24,395

発生年度別給付状況 (平成10年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業種	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	合計
全業種	52,812	7,984	14,415	33,632	129,916	148,999	387,758
林業	11,515	410	543	878	2,486	2,690	18,522
漁業	33	11	41	79	345	568	1,077
鉱業	9,811	1,014	1,104	1,535	2,503	1,195	17,162
建設事業	18,785	3,639	6,483	14,410	43,953	42,983	130,253
製造業	7,693	1,294	2,950	7,566	37,122	44,880	101,505
運輸業	1,485	502	1,025	3,252	13,596	16,065	35,925
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	359	92	102	137	192	150	1,030
その他の事業	3,132	1,024	2,167	5,776	29,718	40,468	82,285

非業務災害

(百万円)

業種	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	合計
全業種	1,043	647	1,336	3,954	19,721	17,528	44,229
林業	0	0	2	5	11	22	41
漁業	0	2	0	4	7	12	26
鉱業	2	0	0	9	25	30	67
建設事業	144	51	172	408	1,507	923	3,205
製造業	418	172	389	1,116	5,496	4,936	12,526
運輸業	77	53	124	339	1,331	1,175	3,099
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	3	0	2	20	44	69
その他の事業	402	367	649	2,070	11,324	10,385	25,197

発生年度別給付状況 (平成11年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業種	平成6年度以前	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	合計
全業種	53,014	9,039	14,416	32,453	122,383	142,816	374,122
林業	10,788	446	541	957	2,591	2,528	17,850
漁業	40	10	23	72	453	524	1,122
鉱業	10,019	1,018	1,198	1,465	2,142	1,221	17,063
建設事業	19,201	4,487	6,559	13,414	40,393	40,563	124,617
製造業	7,633	1,439	2,691	7,646	33,973	42,773	96,155
運輸業	1,548	476	1,161	3,198	13,043	15,597	35,023
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	513	99	113	113	206	125	1,170
その他の事業	3,273	1,065	2,130	55,878	29,583	39,485	81,123

非業務災害

(百万円)

業種	平成6年度以前	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	合計
全業種	1,092	674	1,268	4,113	18,333	17,312	42,793
林業	0	0	4	0	24	14	41
漁業	0	0	2	1	3	14	20
鉱業	1	0	1	6	19	19	46
建設事業	119	55	130	373	1,264	963	2,904
製造業	310	221	366	1,094	5,153	4,682	11,826
運輸業	86	54	112	312	1,367	1,251	3,181
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	0	0	1	5	27	52	85
その他の事業	575	345	652	2,323	10,476	10,317	24,690

発生年度別給付状況 (平成12年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業種	平成7年度以前	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	合計
全業種	53,236	8,956	13,761	31,069	120,688	141,216	368,926
林業	9,771	441	614	1,012	2,452	2,421	16,711
漁業	26	12	35	67	351	491	982
鉱業	9,891	1,033	1,239	1,330	2,240	984	16,718
建設事業	20,567	4,483	6,337	12,555	39,493	39,372	122,806
製造業	7,678	1,372	2,619	7,087	33,314	42,791	94,862
運輸業	1,504	533	998	2,878	13,295	15,954	35,161
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	524	96	107	103	106	105	1,041
その他の事業	3,275	986	1,811	6,036	29,437	39,099	80,644

非業務災害

(百万円)

業種	平成7年度以前	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	合計
全業種	1,022	588	1,338	3,806	18,766	18,023	43,542
林業	2	0	0	0	23	11	35
漁業	0	2	0	0	8	18	28
鉱業	2	0	2	10	32	15	61
建設事業	99	59	155	319	1,296	905	2,833
製造業	267	169	349	997	4,983	5,031	11,797
運輸業	81	72	82	387	1,413	1,191	3,226
電気、ガス、水道又 は熱供給の事業	0	4	6	10	36	29	85
その他の事業	570	282	743	2,083	10,975	10,823	25,476

発生年度別給付状況 (平成13年度給付)
短期給付 (介護補償給付は除く)

業務災害

(百万円)

業種	平成8年度以前	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
全業種	54,596	9,360	13,950	31,562	119,832	136,197	365,497
林業	9,111	545	675	1,031	2,243	2,241	15,847
漁業	27	13	40	56	297	554	987
鉱業	10,350	1,179	1,053	1,454	2,183	984	17,202
建設事業	21,989	4,595	6,382	12,545	37,710	37,124	120,344
製造業	7,767	1,500	2,619	7,444	33,120	40,097	92,546
運輸業	1,545	558	939	2,991	13,925	15,323	35,283
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	564	96	94	61	119	194	1,127
その他の事業	3,242	876	2,148	5,980	30,235	39,680	82,160

非業務災害

(百万円)

業種	平成8年度以前	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
全業種	1,079	600	1,216	4,019	19,834	17,433	44,182
林業	4	0	0	11	32	36	82
漁業	2	0	0	0	16	10	28
鉱業	1	0	0	5	22	39	68
建設事業	67	58	138	401	1,338	1,071	3,071
製造業	359	171	282	1,019	5,060	4,488	11,381
運輸業	68	52	128	335	1,486	1,254	3,324
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0	0	1	28	55	54	139
その他の事業	577	319	668	2,220	11,824	10,481	26,090

1(6) 労災保険率の算定基準の詳細について、算出方法を示したマニュアルとその最新年度に関する基礎資料を具体的にお示しいただきたい。

(回答)

労災保険率は、平成15年7月8日のヒアリング資料にある「労災保険率設定の基本的考え方」を基に設定しているところであるが、そのための計算の概略は別図のとおりである。

労災保険率の計算の概略

1. 業務災害分料率の計算

(1) 過去3年間の実績から算定される業種別短期給付分(長期療養者分を除く)の計算

3年間の業務災害に係る短期給付額(長期療養者分を除く)



短期給付分料率(長期療養者分を除く) = 短期給付額 / 賃金総額

(2) 過去3年間の実績から算定される短期給付分(長期療養者分)の計算

長期療養者に係る短期給付は、全業種一律

短期給付分料率(長期療養者分) = 長期療養者分給付額 / 賃金総額

(3) 過去3年間の実績から算定される業種別長期給付(充足賦課)分の計算

年金の種類ごとに

新規年金受給者数 × 一人当たりの充足賦課額 () = 長期給付額

を求め、年金の種類ごとの和をとる



長期給付分料率 = 長期給付額 / 賃金総額

(4) 業務災害分の計算

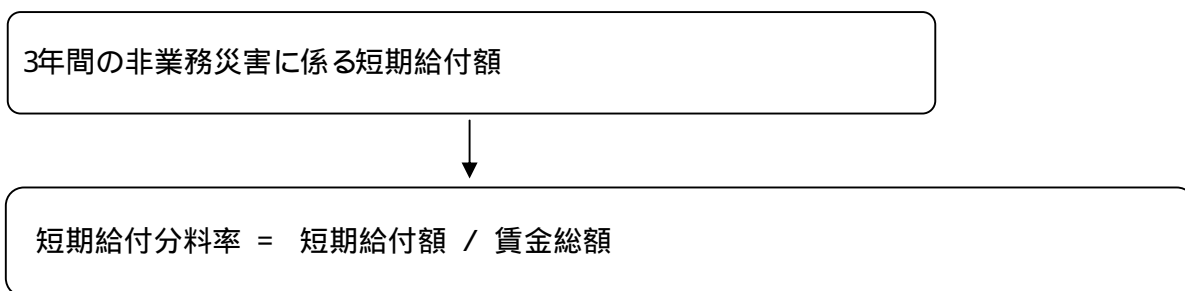


業務災害分料率

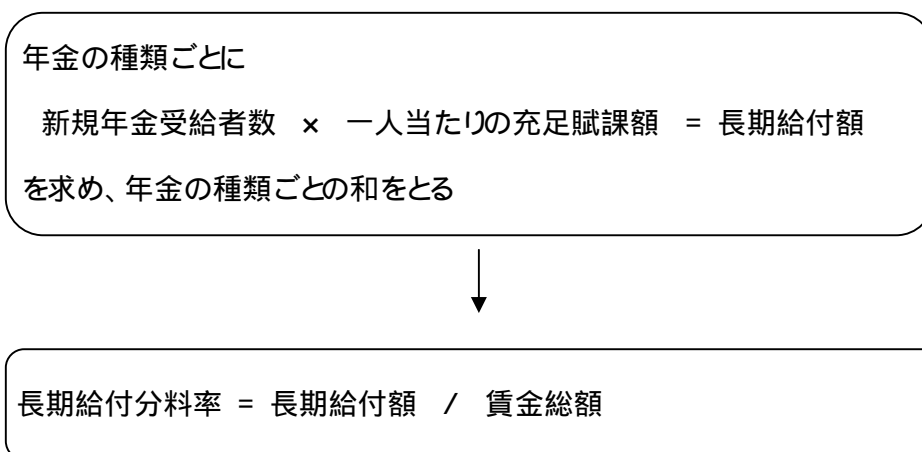
= 短期給付分料率(長期療養者分を除く) + 短期給付分料率(長期療養者分)
+ 長期給付分料率

2.非業務災害分料率の計算

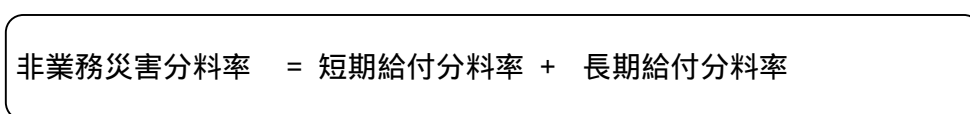
(1) 過去3年間の実績から算定される短期給付分の計算



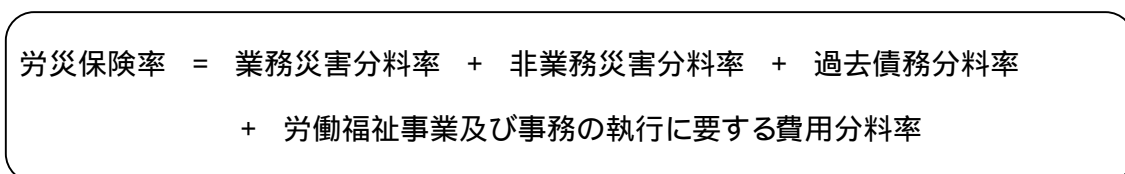
(2) 過去3年間の実績から算定される長期給付(充足賦課)分の計算



(3) 非業務災害分の計算



3.労災保険率の計算



参 考

一人当たりの充足賦課額：
賃金上昇率及び現価率並びに平均受給期間を考慮した、将来受け取ると推計される給付総額

1(7) 労災保険率を算定する際に、貴省の資料によれば、

- ・短期給付
- ・長期給付（充足賦課方式＋過去債務分）
- ・非業務災害分（通勤災害分＋二次健康診断等給付分）
- ・労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

ごとに各事業種類毎の保険料収入との見合いで決定しているものと思われるが、上記(6)の算出基準に従って事業種類毎の保険率の計算根拠について、具体的な数値でお示しいただきたい。

*事業種類毎に「保険料」「短期給付」「長期給付」「非業務災害分」「労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分」の数値を出し（収支の長期的な安定を図る観点から、おそらく複数年度にわたってこれらの数値を算出しているものと思われるので、それらも含め）て、具体的にお示しいただきたい。

また、ここ数年間で3回の保険率を改定（H10,H13,H15）しているが、過去5年間の上記数値をお示しいただきたい。

（回答）

労災保険率は、1(6)でお示した計算の概略に沿って、コンピュータを使用して一連の流れで計算しているため、途中段階の数値についてはお示しできるものではないので、その点ご了承いただきたい。

1(8) 特別会計で賄われている労災保険制度に係る人件費(人員・金額)の内訳をお示しいただきたい。(本省の企画・立案・指導に係る人員と、その他適用・徴収・給付等に従事する人員等ごとに区分して詳細に。)

平成15年度の労災勘定及び徴収勘定における予算定員については、以下のとおり。

機 関 別	労災勘定	徴収勘定
	予算定員 (人)	予算定員 (人)
本 省	141	23
都道府県労働局	1,190	1,759
労働基準監督署	2,044	92
公共職業安定所	-	107
合 計	3,375	1,981

- 注) 1 「労災勘定」には、労災保険事業(保険給付及び労働福祉事業)に係る予算定員が計上され、「徴収勘定」には、労働保険(労災保険・雇用保険)の適用・徴収業務に係る予算定員が計上されている。
- 2 「本省」の職員は、労働保険の適用・徴収業務及び労災保険の認定・給付業務等に係る企画、立案、指導等の業務を行っている。

1 (9) 過去債務 (推計7兆9000億円) の推計方法、算定根拠をお示しいただきたい。

(回答)

**労災保険における必要な積立金の額と
過去債務の算出方法について (平成13年度末)**

1 平成13年度末に必要な積立金約7兆9千億円の算出方法

(1) 平成13年度末において必要な積立金の額は、同年度末の年金受給者に対する14年度以降の給付に必要と見込まれる金額の合計である。これは表1のとおり年金の種類ごとに計算しており、約7兆9千億円と推計される。

(表 1)

(単位 : 億円)

	傷病年金			障害年金		遺族年金	計
	じん肺	せき損	その他	1-3級	4-7級		
H13年度末	3,495	1,743	1,008	8,477	22,954	40,918	78,595

(2) この必要額は、平成13年度末の受給者数 (表 2) を基にスライド率 (賃金上昇率) を当初5年間0.5%、6年目以降1.0%、現価率 (利子率) を2.0%として算出している。

(表 2)

(単位 : 人)

	傷病年金			障害年金		遺族年金	計
	じん肺	せき損	その他	1-3級	4-7級		
H13年度末	8,415	2,603	1,772	16,330	79,455	110,382	218,957

(3) 例として、障害年金 (4-7 級) に係る必要な積立金の計算について説明する。

平成13年度末に存在する受給者79,455人が失権していき最終的に0人になると推計される年度までの各年度において予想される給付額を計算し合計する。これは次式で表すことができる。

平成13年度末に必要な積立金 (22,954億円)

= 各年度毎の { 年金受給者数 × 年金単価 × スライド率 × (1 / 現価率) } の合計

(注)ここで、

- ・ 年金受給者数は、14年度以降の各年度の予測受給者数 (表 4) の年央値
- ・ 年金単価は、障害年金 (4-7 級) の13年度給付実績による一人あたり単価 (124,330,209,559 (円) ÷ 79,400 (人) = 1,565,872 (円/人))
- ・ スライド率は、当初5年間は0.5%、6年目以降は1%、
- ・ 現価率は、2%

上式により計算すると、表3のとおりとなる。ここで、各年度の「年度末年金受給者」は、表4により推計した人数である。

(表3)

年度	年度末年金受給者(人)	年央値年金受給者(人)	年金単価(円)	スライド率	1/現価率	積立金(百万円)
平成13年度	79,455	79,400	1,565,872	1.000000	1.000000	-
14年度	77,495	78,475	1,565,872	1.005000	1.000000	123,496
15年度	75,507	76,501	1,565,872	1.010025	0.980392	118,619
16年度	73,494	74,501	1,565,872	1.015075	0.961169	113,819
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
60年度	4,931	5,209	1,565,872	1.557141	0.402154	5,108
61年度	4,415	4,673	1,565,872	1.572713	0.394268	4,537
62年度	3,939	4,177	1,565,872	1.588440	0.386538	4,016
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80年度	172	197	1,565,872	1.900008	0.270638	159
81年度	131	152	1,565,872	1.919008	0.265331	121
82年度	99	115	1,565,872	1.938198	0.260129	91
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
						計 2,295,437

障害年金(4-7級)に係る平成13年度末に必要な積立金

表4は、平成13年度末に存在する受給者79,455人が、14年度以降どのように推移するか、過去の年金受給者の動向実績や完全生命表を基に推計したものである。

(表4)

	裁定年度			...	裁定年度			A欄
	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度		平成11年度	平成12年度	平成13年度	計
13年度	1,848	2,098	2,141	...	2,196	1,994	1,860	79,455
14年度	1,758	1,999	2,043	...	2,177	1,976	1,843	77,495
15年度	1,671	1,902	1,947	...	2,158	1,959	1,827	75,507
16年度	1,584	1,807	1,853	...	2,139	1,942	1,811	73,494
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
60年度	0	1	1	...	405	393	391	4,931
61年度	⋮	0	1	...	374	364	363	4,415
62年度	⋮	⋮	0	...	345	337	337	3,939
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
80年度	⋮	⋮	⋮	...	27	30	35	172
81年度	⋮	⋮	⋮	...	21	24	28	131
82年度	⋮	⋮	⋮	...	16	19	22	99
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 平成13年度の障害年金(4-7級)受給者数 = 79,455
A欄 = (裁定された年度ごとの人数 × 残存率) の合計

そのほかの年金についても、種類ごとに上記 ~ と同様の計算を行っている。

2 過去債務約 5 千億円の算出方法

過去債務とは、昭和 63 年以前に裁定された年金給付に係る費用の徴収不足分であり、平成元年度以降は将来給付分を含めた必要額の全額を徴収しているため、当該積立金必要額と積立金残高との差が過去債務に相当する金額であるといえる。

平成 13 年度末で見ると、必要額は約 7 兆 9 千億円、積立金残高は約 7 兆 4 千億円であるため、その差約 5 千億円が過去債務である。

1(10) 選択2003年7月号記事「呆れた労災保険デタラメ経営」
について、記載内容の事実関係をお示しいただきたい。

(回答)
別紙のとおり。

「選択」7月号における労災保険に係る記事について（1（10）関係）

標記の主な部分についての事実関係は以下のとおりである。

	「選択」7月号における労災保険に係る記載	事実関係
1	<p>「北海道など十八労働局の所管地域のうちパートタイムが増えている八百六十七の事業主を対象に保険料の徴収状況の調査をしたところ、過去四年間に三百九十六事業主に対して合計三億千八百万円の徴収不足が、逆に二百九事業主に対して同一億四千二百万円の過大徴収があった」</p> <p>「労働者の業務上の負傷などに対する手術・入院費について、厚生労働省本省や十四の労働局を調査したところ、過去二年間に二百九十一の医療機関に対し、三百十三件の手術と百二十六件の入院で不適正な支払いがあった」</p> <p>「神奈川と大阪の労働局について、保険給付に要した費用の事業主からの徴収状況を調べたところ、三千二百万円徴収すべきだったにもかかわらず、九百七十五万円の徴収漏れがあった」</p>	<p>「三千二百万円徴収すべきだったにもかかわらず、九百七十五万円の徴収漏れがあった」という点は事実誤認であり、975万円徴収すべきところ975万円を徴収していなかったものである。3200万円は、検査対象となった費用徴収に係る保険給付の総額である。</p> <p>その他の点について、左の会計検査院の検査結果は事実であるが、既に以下の措置を講じている。</p> <p>労働保険料の徴収過不足については、平成14年度に徴収決定等を既に完了し、収納等に努力している。</p> <p>労災保険の療養の給付に要する診療費については、既に返還措置を講じている。</p> <p>費用徴収については、既に徴収決定の措置を講じ、徴収を行ったところである。</p>
2	<p>二〇〇一年の事業年報をみても、加入事業主数が二百六十九万と全国の実在事業主数（約四百万）の六七%に過ぎない。</p>	<p>事業所・企業統計調査では、出張所や従業員のいる倉庫等についてまで事業所として捉えているが、労働保険においては、これらについて組織的に独立していると認められない限り1つの事業所として捉えないといった統計による事業所の捉え方の違い及び継続事業の一括制度の影響等を考慮すると、未手続事業場数は、多くとも60万事業所程度であり、少なくとも86%程度の事業主が手続を行っているものと考えられる。</p>
3	<p>何故、百万を越す未加入事業主が存在するのか。大きな原因は、未加入でも事故が起きた場合給付を受けられるという制度運営にある。未加入に対するペナルティーも甘く、事前に加入し保険料を支払うインセンティブが働かない。未加入のツケはまともな加入事業主が負担しており、「負担の公平」もない。モラルハザードを誘発する。</p>	<p>上記2の「事実関係」のとおり、未手続事業場数は、多くとも60万事業所程度であると推計している。</p> <p>未手続事業場が存在する理由は、</p> <p>アルバイト等が労働保険の対象外であるとか、一定数以上の労働者を雇用する場合のみ労働保険の適用があるといったような、制度内容を十分理解していない事業主が存在すること、</p> <p>事務処理能力が乏しいため、結果的に未手続のままとなっている事業主が存在すること、</p>

		<p>等であり、未手続事業主に使用される労働者に対しても保険給付が行われることが大きな原因とは言えず、また、一律にペナルティーを強化することが適当な対応とも言えない。</p> <p>また、労働保険の未手続事業場に対しては、経済的負担の公平の観点から、</p> <p>未手続事業主が確定保険料を申告しなかった場合、労働保険料の10%を追徴金として徴収する、</p> <p>事業主が故意又は重過失により労災保険に未加入の期間に事故が生じ保険給付がなされた場合、労働保険料のほか保険給付に要した費用の一部を徴収する、</p> <p>といった制度が設けられている。</p>
4	<p>あるサービス業大手の企業が保険料の算定根拠をシュミレーションしたところ、労災保険の実際の負担額が年五億円程度だったのに対し、損害率は毎年一～二%程度。リスクに見合った保険料設定に変更すると負担がほぼ半分減ることが明らかになった。</p>	<p>労災保険の保険料率の設定に当たっては、個々の事業場別に設定するのではなく、全国の事業場を対象にして、類似した事業をまとめた51業種に分け、各業種別のリスクに見合う形で料率を設定しているところである。そのため、個々の事業場における損害率（収支率）と保険料率は必ずしも対応するものではない。</p>
5	<p>旧総務庁も一九九九年の行政監察で「直接関与していない職員の人件費まで支出している」と指摘した。労災保険予算には四千七百三十一人分の人件費が計上されていたが、実際は三千四百四十四人に過ぎず、約千三百人分の人件費が水増しされていた計算だ。</p>	<p>一九九九年の行政監察において、「直接関与していない職員の人件費まで支出している」との指摘はない。</p> <p>また、同行政監察では、平成9年度の労働基準局及び労働基準監督署で、労働保険に係る適用・徴収業務、労災保険に係る認定・給付業務に従事する職員数3,444人に限定したものとなっているが、平成9年度の労災勘定及び徴収勘定（地方自治法附則第8条による定員を除く。）で人件費を支出している職員数は4,660人である（なお、記事中の「4,731人」の根拠については不明である。）</p> <p>その差は、</p> <p>本省で、労働保険に係る適用・徴収業務及び労災保険に係る認定・給付業務等の企画、立案、指導等の業務に従事する職員、</p> <p>公共職業安定所で、労働保険に係る適用・徴収業務に従事する職員、</p> <p>都道府県労働基準局及び労働基準監督署で臨検監督、集団指導等を行う労働基準監督官</p> <p>等が含まれていることによるものであり、「約千三百人分の人件費が水増しされていた」との記述は事実誤認である。</p>

6	<p>労災保険は国会や財務省の査定・監視の目が届かない。</p>	<p>労働保険特別会計労災勘定の予算は、一般会計の予算と同様に、毎年、国会の審議・議決を経て成立しているものである。 また、国の会計経理の外部監査機関である会計検査院による会計検査を一般会計と併せて毎年度受検している。</p>
7	<p>政府労災は、その運営が学識経験者と労働者、使用者の各代表の三者が構成する「労災保険審議会」に形式的に諮られるだけ。審議会での具体的な検討内容さえほとんど公表されない。</p>	<p>労働政策審議会労災保険部会（及び前身の労働者災害補償保険審議会）では、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員が、それぞれの立場で議論を行い、それを踏まえて答申等が行われている。 また、議事録をインターネットで公表するとともに、諮問、答申が行われた際には、新聞発表を行い、さらに、本年2月の労災保険部会において、今後会議を原則として公開することが決められたところである。</p>
8	<p>労働福祉事業の個別事業の多くは、厚生労働省の外郭団体であり、約一万三千人の職員を抱える財団法人「労働福祉事業団」が受託しているが、経営効率が極端に悪く、自ら運営する必要のない事業が多い。</p>	<p>労働福祉事業団が実施する主な事業として、労災病院の運営、産業保健推進センターの運営、未払賃金立替払事業の実施などがある。 労災病院は、労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的な医療（勤労者医療）において中核的な役割を担うものである。なお、運営に係る経費は、自前収入（診療報酬）のみで賄われている。 産業保健推進センターは、勤労者の健康の確保の推進を目的とし、産業医等産業保健関係者に対する研修、産業保健に関する情報の収集・提供等を行っているものである。 未払賃金立替払事業は、企業の倒産によって賃金が支払われないまま退職した労働者の生活の安定を図るため未払賃金の一部を事業主に代わって労働者に立て替えて支払う制度である。 これらはいずれも労働福祉事業団が行うことが必要とされるものである。なお、労働福祉事業団は特殊法人である。</p>
9	<p>多くの民間医療機関がすでに労災指定病院となり、労災事故者の労災病院利用率は入院でわずか六％、外来で三％まで下がっている。二〇〇〇年度の赤字額は総額百四十億円に達し、累積欠損金も二千二百十八億円に膨らんだ。</p>	<p>140億円は、労災病院における減価償却額を入れた損失である（平成12年度）。なお、減価償却額を除いた平成12年度の労災病院全体の収支は、70億円の黒字となっている。</p>
10	<p>政府はすでに九七年の段階で「特殊法人の整理合理化について」を閣議決定し、労災病院の統合・民営化や、労災保険から労災病院への出資金の縮減を勧告していた。しかし、厚生労働省がサボタージュを繰り返し改革は進んでい</p>	<p>厚生労働省では「労災病院の再編整備等計画」を策定したが、平成13年12月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、「労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院</p>

	<p>ない。民間病院にすれば、民業圧迫の労災病院を放置できない。</p>	<p>については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する」とされたことを受けて、平成16年4月に労働福祉事業団が独立行政法人に移行するのを踏まえ、労災病院の再編計画を今年度中に策定すべく検討しているところである。</p> <p>また、労災病院への出資金（予算額）は、平成9年度においては、334億円であったのが、平成15年度においては、168億円に縮減されている。</p>
11	<p>労働福祉事業から補助金や委託金、交付金を受け取っている公益法人は数十団体に上る。その総額は五百億円を大きく上回る。中身は、被災労働者の宿泊施設「休養所」をはじめ、民間で代行可能。厚生労働省は、労働基準監督署の職員まで含めて全体で二万人に及ぶ雇用問題が絡むためか、これらの見直しにも腰が重い。</p>	<p>労働福祉事業については、関係者からの意見等も聞きつつ、実施している。</p> <p>また、休養所については、平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画について」に基づき、平成17年度末までにすべて廃止する予定である。</p> <p>なお、休養所以外でも、リハビリテーション学院、労災看護専門学校（2校）を本年度末で、労災保険会館を平成17年度末で廃止する予定であり、また、労働安全衛生融資業務については、平成13年度から新規募集を停止している。</p>